区分		基準エネルギー消費効率
区分名	光　源　色	
1	昼光色・昼白色・白色	110.0
2	温白色・電球色	98.6

2　表示事項等

2－1　表示事項

ＬＥＤランプのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　全光束

ニ　消費電力

ホ　エネルギー消費効率

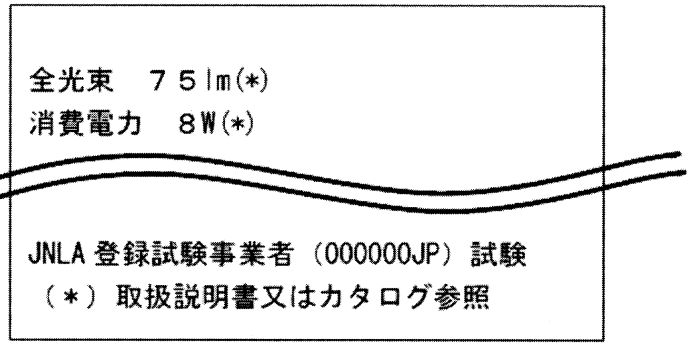
ヘ　光源色

ト　製造事業者等の氏名又は名称

チ　ＪＮＬＡ登録試験事業者（※１）がハ及びニを測定したこと（※２）

（※１）　ＪＮＬＡ登録試験事業者とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項又は第65条第１項の規定に基づき登録を受けた者をいう。

（※２）　本項目をパッケージに表示する際は、以下のとおりとすること（数値は一例）。



・全光束及び消費電力の横に「(＊)」を表示

・「000000ＪＰ」：測定した登録試験事業者の登録番号

・取扱説明書及びカタログの書きぶり（例）

「これらの定格値はＪＮＬＡ登録試験事業者による試験結果に基づき、弊社の責任で表示したものである。」

リ　製造年月又はロット番号

2－2　遵守事項

⑴　２－１のハに掲げる全光束は、３－１に規定する方法により測定した数値をルーメン単位で表示すること。

⑵　２－１のニに掲げる消費電力は、３－２に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。

⑶　２－１のホに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑷　２－１のヘに掲げる光源色は、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｚ9112（2012）「蛍光ランプ・ＬＥＤの光源色及び演色性による区分」に基づき表示すること。

⑸　２－１に掲げる表示事項の表示は、以下のとおり記載すること。

２－１イ～ニ及びチに掲げる表示事項の表示は、パッケージに記載して行うこと。

２－１イ～ニ及びチに掲げる表示事項の表示は、取扱説明書、カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。

２－１ホ、ヘ及びトに掲げる表示事項の表示は、カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。

２－１リに掲げる表示事項の表示は、本体に記載して行うこと。

3　エネルギー消費効率の測定方法

１のエネルギー消費効率は、３－１に規定する方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、３－２に規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

3－1　全光束の測定方法

ＬＥＤランプの全光束は、ＪＩＳ　C7801（2012）「一般照明用光源の測光方法」に規定する方法により行うものとする。

3－2　消費電力の測定方法

ＬＥＤランプの消費電力は、ＪＩＳ　C8157（2011）「一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧50Ｖ超）―性能要求事項」に規定する方法により行うものとする。

附　則

1　この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

2　２の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたＬＥＤランプについては、適用しない。

○国土交通省告示第千七十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。

第四十三条第一項中「同規則第４改訂版補足第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第19号第４改訂版補足第４改訂版6. の規定」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第19号第４改訂版補足第４改訂版10. 3. 5. の規定」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則10. 3. 5. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第19号第４改訂版補足第４改訂版5. 5. ⑷の規定」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則5. 5. ⑷に限る。）に定める基準」に改め、同条第二項及び第三項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。

第四十四条第一項中「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第119号改訂版補足第２改訂版6. の規定」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則6. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第119号改訂版補足第２改訂版9. 2. の規定」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則9. 2. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第119号改訂版補足第２改訂版5. 4. 1. の規定」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5. 4. 1. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第119号改訂版補足第２改訂版5. 4. 3. の規定」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5. 4. 3. に限る。）に定める基準」に改め、同条第二項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。